

令和3年4月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第23号)

久喜市立学校給食センター条例の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・ 1

(議案第24号)

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う新
旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(議案第25号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照
表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規
則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(議案第26号)

上内小学校の統廃合及び小規模化の問題に関する要望書(写)・・・・ 7

議案第23号 「久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」の議案参考資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

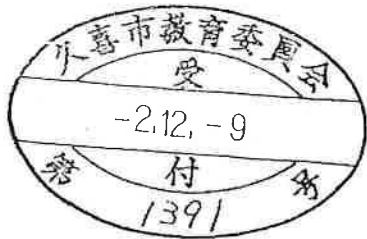
議案第24号 「久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の議案参考資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>（事務局の位置） 第2条 事務局は、久喜市鷺宮6丁目1番1号に置く。</p>	<p>（事務局の位置） 第2条 事務局は、久喜市下清久500番地1に置く。</p>

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）				
<p>（補助執行させる事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1126 887 2020"> <tr> <td data-bbox="507 1630 743 2020"> <p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p> </td> <td data-bbox="507 1126 887 1630"> <p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 （1） 児童生徒の就学に関すること。 （2） 就学援助費に関すること。 （3） 入学準備金及び奨学金に関すること。 （4） その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 （1） 児童生徒の就学に関すること。 （2） 就学援助費に関すること。 （3） 入学準備金及び奨学金に関すること。 （4） その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>	<p>（補助執行させる事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 226 743 1126"> <tr> <td data-bbox="507 734 743 1126"> <p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員 鷺宮総合支所総務管理課の職員</p> </td> <td data-bbox="507 226 743 734"> <p>教育委員会事務局との連絡調整に関すること</p> </td> </tr> </table>	<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員 鷺宮総合支所総務管理課の職員</p>	<p>教育委員会事務局との連絡調整に関すること</p>
<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 （1） 児童生徒の就学に関すること。 （2） 就学援助費に関すること。 （3） 入学準備金及び奨学金に関すること。 （4） その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>				
<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅蒲総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員 鷺宮総合支所総務管理課の職員</p>	<p>教育委員会事務局との連絡調整に関すること</p>				



令和2年12月吉日

久喜市長 梅田 修一 様
久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立上内小学校
PTA 会長 儀仁 由香
保護者一同



上内小学校の統廃合及び小規模化の問題に関する要望書

貴職におかれましては、日頃より本校の子供たちを温かく見守っていただき、教育指導等について多大なご高配を賜り心より御礼申し上げます。

さて、以前からご説明いただいております上内小学校の統廃合及び小規模化の問題につきまして、早急な対応を講じていただきたく、以下のとおり要望いたしますので、ご回答をお願いいたします。

1 要望書提出の経緯について

上内小学校では、令和2年10月1日現在の全校児童数が54人で、そのうち1年生は4人、2年生が3人という状況になっております。

教育委員会の説明では、この2つの学年が令和3年度から複式学級の編制対象となり、令和4年度は複式が2学級（児童数44人）、そして令和5年度には、全てが複式学級になり全校で3学級（児童数37人）のみの存在となる見込みとのことでした。

上内小学校の小規模化が著しいため、子供たちが友人たちと共に様々な学習や体験を通して学び合い成長していく機会や、活気ある学校行事の実施等の喪失に繋がっていると感じてなりません。

こうした中、教育委員会から上内小学校に関する統廃合の方向性として「鷲宮小学校との統合」や「義務教育学校という小中一貫校を新設」という案をお示しいただいております。しかし、この場合、統合までの準備期間や校舎の新設などに一定の時間を要すると伺っております。

上内小学校では、上記のような理由により、統廃合までの間、十分な教育活動を実施できるような規模を保つことが難しくなっています。現在通学している子供たちのためにも、直ちに小規模化を解消するための対応を講じていただく必要があると切に感じております。

このようなことから、我々保護者は、複式学級の編制や、統廃合等の遅延で、子供たちの学びの機会や学力、学校行事等に様々な影響が生じることなどを懸念し、一同相談のうえ、このたびこの要望書を提出するにいたった次第でございます。

2 統廃合の検討及び小規模化への対応に関する問題点

(1) 統廃合等の検討について

上内小学校の統廃合等の検討については、平成29年12月10日を皮切りに、教育委員会の方から数回の説明をいただいておりますが、いまだに統廃合の方向性が不明確で、保護者としては不安な気持ちが強くなっております。

一部の保護者からは、説明会で示される内容に進展がなく、参加していても意味がないと話をしている者もあり、早く方向性を示していただきたいという思いをもっています。

(2) 小規模化への対応について

教育委員会の説明によると、複式学級が編制された場合は一人の先生が複数の学年の授業を同時に行う状況が想定されるようで、日々の授業や学校行事等において十分な学習や活動ができるのか心配です。こうした中、上内小学校では、令和3年度から複式学級の編制が予想されるため、対象学年の保護者の不安は特にとても高くなっています。

また、少人数の弊害として、上内小学校の子供たちは競い合う機会が少なく、競争心や向上心の足りない児童が多いように感じ、さらには社会性の発達にも影響が出てしまうのではないかとの懸念もあります。

これまでの説明会では、久喜市内で江面第二小学校のように市が独自に採用した先生を配置している場合や、埼玉県内で、学校を休校にして近隣の他校に通学させている事例もあるとのことをお話を伺いました。

このようなことから、上内小学校に通学する子供たちの状況を第一に考えて、複式学級を編制することなく、適正規模の学級・児童数で学ぶことのできる対応等を早急に講じてほしいという思いが強まっております。

3 要望事項

- (1) 学校統廃合の方向性をできる限り早急（令和2年度中）に打ち出し、具体的な統合の方法や時期を説明の上、上内小学校の統廃合を進めるよう要望します。
- (2) 複式学級の編制を避けるため、市費負担教員の配置を要望します。
- (3) 統廃合等の案として提案されている義務教育学校の設置も視野に、休校措置等によって鷺宮小学校へ子供たちを通学させることにより、上内小学校における小規模化の問題を解消させるための早急なる対応を講じていただきたく要望します。

以上の点について、早急（令和3年1月末日まで）に文書にての回答をお願いします。

※なお、保護者の署名を別添にて提出します。署名は本校全44家庭のうちすべての家庭から集まったものです。